

徳島県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員

| 役員名 | 氏名 | 住 所 |
|-----|------|------------|
| 監 事 | 天羽弘志 | 阿南市見能林町林崎一 |